

○新潟市巻ふれあい福祉センター条例施行規則

平成17年9月30日

規則第221号

改正 平成19年3月30日規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市巻ふれあい福祉センター条例(平成17年新潟市条例第79号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 条例第6条第1項の規定により、会議室、研修室及び和室(以下「会議室等」という。)並びに障がい者養育室(以下これらを総称して「障がい者養育室等」という。)の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者へ提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可申請書は、次に掲げる日から指定管理者に提出することができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 条例第5条第1項に規定する利用者 利用を開始する日の2月前の日

(2) 条例第5条第3項及び条例第11条ただし書に規定する利用をする者 利用を開始する日の1月前の日

3 条例第6条第2項の規定により、障がい者養育室等の利用の変更の許可を受けようとするもの又は条例第8条の規定により、利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(平19規則81・一部改正)

(利用の許可の基準)

第3条 障がい者養育室等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、協議又は抽選によるものとする。

(平19規則81・一部改正)

(利用許可書等の交付)

第4条 指定管理者は、障がい者養育室等の利用を許可する場合は、別記様式第3号による利用許可書を交付するものとする。

2 指定管理者は、障がい者養育室等の利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号によ

る利用変更許可書を交付するものとする。

(平19規則81・一部改正)

(利用許可書等の提示)

第5条 障がい者養育室等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、障がい者養育室等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたもの)にあつては利用変更許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(平19規則81・一部改正)

(利用手続の特例)

第6条 第2条第1項の規定にかかわらず、障がい者養育室は、次に掲げるものを提示することにより、利用の許可申請に替えることができる。この場合においては、指定管理者は、第4条第1項の規定にかかわらず、口頭により利用の許可をすることができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳

(平19規則81・一部改正)

(届出)

第7条 利用者及び新潟市巻ふれあい福祉センター(以下「センター」という。)の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 障がい者養育室等の利用を終了した場合
- (2) センターの施設又は設備を損傷した場合
- (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

(平19規則81・一部改正)

(原状回復)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 障がい者養育室等の利用を終了した場合
- (2) 障がい者養育室等の利用の許可を取り消された場合
- (3) センターからの退去を命ぜられた場合

(平19規則81・一部改正)

(使用料の納付期日決定の申請等)

第9条 条例第12条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別な理由があると認めるときは、別記様式第6号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第13条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表に定めるところにより行うものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって会議室等を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者がその会議室等の利用の日の7日前までに利用の取止めの申出をした場合	
3	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第13条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第7号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第8号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(冷暖房の使用日)

第11条 冷暖房を使用する日(以下この条において「使用日」という。)は、6月15日から9月30日まで及び11月15日から4月10日までとする。ただし、指定管理者は季候により臨時に使用日を変更することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第9号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第19条第1項及び附則第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

- (2) 役員名簿
 - (3) 経営状況に関する書類
 - (4) 納税を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (徴収委託)

第13条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に会議室等の使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第10号による新潟市巻ふれあい福祉センター使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第16条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第17条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(平19規則81・一部改正)

(徴収委託の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければなら

らない。

- 3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(平19規則81・一部改正)

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成18年3月31日までの間における第2条、第4条から第7条まで、第9条、第11条及び別記様式第1号から別記様式第6号までの規定の適用については、第2条、第4条から第7条までの規定、第9条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者」とあるのは「新潟市長」とする。

附 則(平成19年規則第81号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター利用許可申請書										
		年 月 日								
(あて先)新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者										
申請者 団体名 氏名(代表者名) 住所 電話番号										
下記のとおり利用したいので申請します。										
利用日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで									
利用目的 及び内容										
利用施設	<input type="checkbox"/> 201のぎく <input type="checkbox"/> 202すみれ <input type="checkbox"/> 203にりんそう(和室) <input type="checkbox"/> 301ゆきわりそう <input type="checkbox"/> 302ふくじゅそう <input type="checkbox"/> 303みずばしょう <input type="checkbox"/> 304はまなす <input type="checkbox"/> 305いわゆり <input type="checkbox"/> 306かたくり									
利用人数	人									
利用設備										
使 用 料	冷 暖 房 費	合 計								
円	円	円								
備考										
注1 太線の枠内のみ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。										
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。										
決 裁		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">起案:</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>決裁:</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>許可:</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>許可番号:</td> <td>第 号</td> </tr> </table>	起案:	年 月 日	決裁:	年 月 日	許可:	年 月 日	許可番号:	第 号
起案:	年 月 日									
決裁:	年 月 日									
許可:	年 月 日									
許可番号:	第 号									

別記様式第2号(第2条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター利用 変更許可申請書 取止申出書		
年 月 日		
(あて先)新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者		
申請者 団体名 氏名(代表者名) 住所 電話番号		
変更したいので申請します。 下記のとおり 取り止めたいので申し出ます。		
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号	
変更・取止めの理由		
項目	変更前	変更後
利用年月日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで
利用人数	人	人
利用施設		
利用設備		
	既納入使用料 円	変更後使用料 円
		差額使用料 円
備考		
注 太線の枠内だけ記入してください。		
上記のとおり許可・受理してよろしいでしょうか。		
決 裁		処 理 欄 起案： 年 月 日 決裁： 年 月 日 許可： 年 月 日 許可番号： 第 号

別記様式第3号(第4条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター利用許可書	
第 年 月 日	
様	
新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者 印	
下記のとおり利用を許可します。	
利用日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで
利用目的 及び内容	
利用施設	<input type="checkbox"/> 201のぎく <input type="checkbox"/> 202すみれ <input type="checkbox"/> 203にりんそう(和室) <input type="checkbox"/> 301ゆきわりそう <input type="checkbox"/> 302ふくじゅそう <input type="checkbox"/> 303みずばしょう <input type="checkbox"/> 304はまなす <input type="checkbox"/> 305いわゆり <input type="checkbox"/> 306かたくり
利用人数	人
利用設備	
<p>許可条件</p> <p>注1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。</p> <p>2 利用に際しては、新潟市巻ふれあい福祉センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。</p> <p>3 利用時間には、準備や後片付けに要する時間も含まれます。</p>	

別記様式第4号(第4条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター利用変更許可書	
第 年 月 日	
様	
新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者 印	
下記のとおり変更を許可します。	
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号
変更の理由	
項目	変 更 前
利用年月日	年 月 日
利用時間	時 分 から 時 分 まで
利用人数	人
利用施設	
利用設備	
<p>許可条件</p> <p>注1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。</p> <p>2 利用に際しては、新潟市巻ふれあい福祉センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。</p> <p>3 利用時間には、準備や後片付けに要する時間も含まれます。</p>	

別記様式第5号(第9条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター使用料納付期日決定申請書			
			年 月 日
(あて先)新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者			
申請者 団体名 氏名(代表者名) 住所 電話番号			
下記のとおり使用料の納付期日の決定を受けたいので申請します。			
利 用 日	年	月	日
納付希望日	年	月	日
金額の内訳	金 額		円
納付期日の決定を必要とする理由			

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり使用料の納付期日を決定してよろしいでしょうか。

決 裁		処 理 欄	起案： 年 月 日
			決裁： 年 月 日
			許可： 年 月 日
			許可番号： 第 号
			納付期日： 年 月 日

別記様式第6号(第9条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター使用料納付期日決定通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者 印			
年 月 日付で申請のあった使用料の納付期日について、下記のとおり決定したので通知します。			
利 用 日	年 月 日		
納 付 期 日	年 月 日	金額	円
金額の内訳			

別記様式第7号(第10条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター使用料還付申請書						
				年 月 日		
(あて先)新潟市長						
申請者 団体名 氏名(代表者名) 住所 電話番号			印			
下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。						
利 用 日	年 月 日					
納入年月日	年 月 日		納入済額	円		
還付申請額	円		還付申請額の内訳			
還付を受けようとする理由						
還付方法	<input type="checkbox"/> 銀行窓口払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：					
還付の理由及び額の算出						
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。						
上記のとおり使用料を還付してよろしいでしょうか。						
決 裁	課長	補佐	係長	係	処 理 欄	起案： 年 月 日
						決裁： 年 月 日
						許可番号： 第 号
						許可： 年 月 日
						納付済額： 円
					還付額： 円	

別記様式第8号(第10条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター使用料還付決定通知書			
		第 号	
		年 月 日	
様			
		新潟市長	印
下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。			
利 用 日	年 月 日		
納入年月日	年 月 日	納入済額	円
還 付 額	円	還付額の 内 訳	
還付の理由			
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 銀行窓口払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：		

別記様式第9号(第12条関係)

新潟市巻ふれあい福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市巻ふれあい福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第10号(第14条関係)

第 号

新潟市巻ふれあい福祉センター使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市巻ふれあい福祉センターの使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長 印

別記様式第1号(第2条関係)
別記様式第2号(第2条関係)
別記様式第3号(第4条関係)
別記様式第4号(第4条関係)
別記様式第5号(第9条関係)
別記様式第6号(第9条関係)
別記様式第7号(第10条関係)
別記様式第8号(第10条関係)
別記様式第9号(第12条関係)
別記様式第10号(第14条関係)